

(公印省略)

こ未来第1830号
令和6年3月11日

一般社団法人大分県医師会長 殿

大分県福祉保健部こども未来課長

こども医療費助成事業の各市町村の助成内容について（通知）

こども医療費助成事業につきましては、平素から格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本事業について、令和6年4月1日より、別添1のとおり8市町において一部変更されることとなりました。現在、各市町村において議会への上程、条例改正や受給資格者証交付等の準備作業を進めているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、制度改正の趣旨をご理解のうえ、貴会会員に対する周知をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

子育て支援班 堀・秋田

電話 097-506-2713

○令和 6 年 4 月 1 日からの変更(予定)○

《県内現物給付開始》

【日田市】参考資料 別添 2・3

小中学生の通院の助成方法である、現物給付方式について、市内から県内に拡大

担当課：日田市こども家庭相談室（0973-22-8292）

《高校生等入通院費拡大》

【大分市】参考資料 別添 4・5

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：大分市子育て支援課（097-537-5796）

【別府市】参考資料 別添 6-8

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：別府市子育て支援課（0977-21-1427）

【中津市】参考資料 別添 9-10

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：中津市地域医療対策課（0979-22-1170）

【臼杵市】参考資料 別添 11-13

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：臼杵市子ども子育て課（0972-86-2258）

【竹田市】参考資料 別添 14

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：竹田市社会福祉課（0974-63-4823）

【豊後大野市】参考資料 別添 15

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：豊後大野市子育て支援課（代表：0974-22-1001

内線：2138）

【九重町】参考資料 別添 16-18

高校生等の入院、通院、歯科、調剤にかかる医療費の助成開始

担当課：九重町住民課（0973-76-3802）

《県内市町村実施状況》

参考資料 別添 19

(公印省略)

別添2
(日田市)

日こ相第1151号
令和6年3月1日

大分県福祉保健部こども未来課長 様

日田市福祉保健部こども家庭相談室長

日田市子ども医療費助成事業の規則一部改正への対応について (依頼)

日田市子ども医療費助成制度事業につきましては、平素から格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、日田市では令和6年4月1日より、下記のとおり日田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 改正月日 令和6年4月1日
(令和6年4月1日からの通院が対象)
2. 小・中学生の通院の助成対方法である現物給付方式について、市内から県内に拡大

担当 日田市役所 こども家庭相談室
こども家庭相談係 矢野
電話 0973-22-8292

日田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則一部改正について（概要）

1 規則改正の理由

現在、小・中学生の通院の助成方法については、市内のみ現物給付方式である。このことから保護者の負担軽減を図るため、県内を現物給付方式に拡大する。よって、日田市子ども医療費に関する条例施行規則に関しても所要の措置を講ずるものとする。

2 規則改正の内容

小・中学生の通院の助成方法である現物給付方式について、市内から県内に拡大すること。

日田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則：様式（省略）

※様式第2号の裏面の記載事項の変更

・小・中学生の通院について

子ども医療費受給者証（様式第2号）の裏面の記載を市内の医療機関から県内の医療機関に変更する。

子ども医療費受給者証（小学校・中学校）裏面

改正後	改正前
<p>注意事項</p> <p>1 この証は<u>県内</u>の医療機関において、子ども医療費の支給を受けることができる証ですから受診の都度、必ず医療機関に提示してください。</p>	<p>注意事項</p> <p>1 この証は<u>市内</u>の医療機関において、子ども医療費の支給を受けることができる証ですから受診の都度、必ず医療機関に提示してください。</p>

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。

(公 印 省 略)

別添 4
(大分市)

子支第 2012 号
令和 5年 8月 1日

大分県子ども未来課 御中

大分市長 足立 信也

大分市子ども医療費助成事業の改正について（通知）

平素より本市の子ども医療費助成事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では子どもの健全な育成と子育て世帯の経済的支援を目的に「子ども医療費助成事業」を実施していますが、この度、子育て環境の一層の充実を図るため、令和6年4月診療分より下記のとおり子ども医療費助成内容を拡充いたします。

つきましては、関係機関への周知についてご配慮くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 実施時期

令和6年4月診療分から

2. 助成拡充対象者

高校生等（高校生相当年齢の方が助成対象となりますので、高校に通学していない就労者等も助成対象者に含まれます）

3. 改正内容

高校生等の保険診療分の医療費を助成対象に加える。

※「入院・調剤」は一部自己負担がなく、窓口負担はありません。

※「通院・歯科」については、一部自己負担を1日500円求めます。

※一部自己負担は医療機関ごと（レセプトごと）月4回を上限とし、5回目からは窓口負担はありません。

※未就学児及び小中学生については、現行通り助成内容に変更はありません。

【お問い合わせ先】

大分市 子育て支援課

給付・医療費助成担当班 中津留・高橋

TEL：097-537-5796（直通）

Mail:kosodatesien@city.oita.oita.jp

令和6年4月診療分より
子ども医療費助成事業の助成対象が拡充されます

大分市では子育て環境の一層の充実を図るため、子ども医療費助成対象を拡充し、高校生等の「入院・通院・歯科・調剤」に係る保険診療分の医療費を令和6年4月診療分より助成します。
本事業の趣旨をご理解いただき、円滑な実施のためご協力をお願い申し上げます。

●助成変更内容

【実施時期】

令和6年4月診療分から

【助成拡充対象者】

高校生等（高校生相当年齢の方が助成対象となりますので、高校に通学していない就労者等も助成対象者に含まれます）

↳ 含まれる市もあります。

【助成方法】

受給資格者証提示による県内現物給付

【公費負担者番号】

83-44-701-1

【改正内容】

高校生等の「入院・通院・歯科・調剤」に係る保険診療分の医療費を助成対象に加え、「通院・歯科」については一部自己負担を医療機関ごと1日500円求めます。

※一部自己負担は医療機関ごと月4回を上限とし、5回目からは窓口負担がありません。

※「入院・調剤」は一部自己負担がなく、窓口負担がありません。

※未就学児及び小中学生については、助成内容に変更はありません。

※子ども医療と障害者医療との資格併用者は、どちらの公費が優先という決まりはありませんが、通院の際、医療機関ごと（調剤分は処方箋元医療機関分に合算）に月の自己負担額が1,000円を超える場合、自動償還にて後日全額助成される障害者医療証を使用した方が有利です。

対象者	令和6年3月診療分まで		
	公費負担者番号	対象医療費	一部自己負担
未就学児	83-44-901-7	入院・通院 歯科・調剤	なし
小・中学生 (市町村民税 課税世帯)	83-44-801-9	入院・調剤	なし
		通院・歯科	医療機関ごと 1日500円 (月上限4回まで)
小・中学生 (市町村民税 非課税世帯)	83-44-851-4	入院・通院 歯科・調剤	なし
高校生等	助成なし		

拡

対象者	令和6年4月診療分から		
	公費負担者番号	対象医療費	一部自己負担
未就学児	83-44-901-7	入院・通院 歯科・調剤	なし
小・中学生 (市町村民税 課税世帯)	83-44-801-9	入院・調剤	なし
		通院・歯科	医療機関ごと 1日500円 (月上限4回まで)
小・中学生 (市町村民税 非課税世帯)	83-44-851-4	入院・通院 歯科・調剤	なし
高校生等	83-44-701-1	入院・調剤	なし
		通院・歯科	医療機関ごと 1日500円 (月上限4回まで)

【受給資格者証について】

高校生等の制度拡充対象者宛に新たな受給資格者証(公費負担者番号83-44-701-1)を、令和6年3月末に郵送予定です。

【お問い合わせ先】

大分市子育て支援課 子ども医療費助成担当 電話:097-537-5796

別添6
(別府市)

(公印省略)

別子支第2134号
令和5年10月19日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

別府市長 長野 恭紘

別府市子ども医療費助成事業の助成拡大について(お知らせ)

平素より、当市の児童福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

当市におきましては、子ども医療費助成事業の助成対象を下記のとおり拡大いたします。

つきましては、制度拡大の概要をお知らせいたしますとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 制度拡大の概要 高校生等(18歳到達後、最初の3月31日までにある者)の入院
通院、歯科、調剤に対象を拡大
- 2 改正の時期 令和6年4月診療分から実施
- 3 公費負担者番号 83447029

問合せ先
別府市子育て支援課給付支援係
担当 菊池
電話 0977-21-1427(直通)

◆別府市子ども医療費助成事業の変更について

別添7
(別府市)

令和6年(2024年)4月1日診療分から、高校生等(18歳到達後最初の3月31日までにある児童)への医療費助成(一部負担金あり)拡大。

○改正内容

①高校生等の入院及び通院・歯科・調剤にかかる保険診療分の医療費を助成対象に加え、一部自己負担金を1日につき500円とします。

・一部自己負担金は医療機関ごと1日500円まで(負担上限:月4日まで、5日目以降は無料。月最大2,000円)。

・保険診療にかかる入院・調剤については、無料。

対象者	令和6年3月診療分まで	
	対象となる医療費	一部自己負担金
未就学児	入院・通院・歯科・調剤	なし
小・中学生 (市町村民税課税世帯)	入院・通院・歯科・調剤	通院・歯科:1医療機関ごと1日500円まで(負担上限:月4日まで、5日目以降は無料。月最大2,000円)、入院・調剤は自己負担なし。
小・中学生 (市町村民税非課税世帯)	入院・通院・歯科・調剤	なし

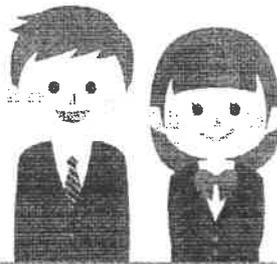
令和6年4月診療分から	
対象となる医療費	一部自己負担金
入院・通院・歯科・調剤	なし
入院・ <u>通院</u> ・ <u>歯科</u> ・ <u>調剤</u>	通院・歯科:1医療機関ごと1日500円まで(負担上限:月4日まで、5日目以降は無料。月最大2,000円)、入院・調剤は自己負担なし。
入院・通院・歯科・調剤	なし

助成対象外

高校生等	入院・ <u>通院</u> ・ <u>歯科</u> ・ <u>調剤</u>	通院・歯科:1医療機関ごと1日500円まで(負担上限:月4日まで、5日目以降は無料。月最大2,000円)、入院・調剤は自己負担なし。
------	---------------------------------------	--

令和6年4月1日診療分から 高校生等の医療費 (保険診療分)を助成します

新たに対象となるのは、
別府市在住の高校生等で、
(18歳に達する日以後、最初の3月31日まで)
健康保険に加入している方です。



※生活保護受給者は対象外です。

新たに助成対象となるもの

別府市内在住の高校生等

保険診療分の通院・歯科の
医療費の一部及び入院・
調剤に係る医療費

すでに助成対象となっているもの

未就学児・別府市内在住の非課税世帯小中学生
保険診療分の入院・通院・歯科・調剤に係る医療費

別府市内在住の課税世帯小中学生

保険診療分の通院・歯科の医療費の一部及び入院・調剤
に係る医療費

助成の対象にならないもの

健康診断、乳幼児健診、交通事故でのけが、
診断書などの文書料など保険適用外のものは
対象外です。

子ども医療費受給資格者証	
 小学生・中学生 (入院・通院)	
受給資格者番号	
子ども	住所
	氏名
	生年月日
一部自己負担金限度額	通院 円
	入院 円
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日
発行機関名及び印	大分県別府市長 印
公費負担者番号	

※資格証のイメージです。

**0歳～18歳の方が
助成を受けるためには
申請が必要です。**



お問い合わせ先

別府市役所

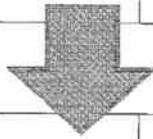
子育て支援課
給付支援係

TEL 0977-21-1427

子ども医療費助成事業の助成拡大について

令和6年(2024年)4月1日診療分から高校生等の入院・通院分を拡大します。
(上記より前の診療日のものは、助成拡大前の範囲で助成します。)

助成拡大前		通院	入院	県内・豊前市・吉富町・上毛町・築上町	県外(左記の福岡県一部を除く)
未就学児	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	無	無		
小・中学生	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	有	無		
高校生等	助成の有無	×	×	—	—
	自己負担金	—	—		



助成拡大後		通院	入院	県内・豊前市・吉富町・上毛町・築上町	県外(左記の福岡県一部を除く)
未就学児	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	無	無		
小・中学生	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	有	無		
高校生等	助成の有無	○	○	現物給付	償還払い
	自己負担金	有	無		

○助成内容

・高校生等の入院に関して、入院については保険医療機関などで助成を受けたときに、自己負担金の発生なし、通院については1日につき500円/月4日まで(500円に満たないときはその額)の自己負担金が発生します。(処方せんによる薬剤支給については自己負担金なし)

※高校生等の自己負担金については、小中学生の自己負担金と同じ算定方法となります。

○対象者

- ・中津市に住所のある高校生等まで(18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで)
- ・健康保険に加入していて、被扶養者である方

○助成の対象にならないもの

- ・健康診断、乳幼児健診、交通事故でのケガ、診断書などの文書料など保険適用外のもの
- ・学校管理下でのケガなど(日本スポーツ振興センターからの給付制度をご利用ください。)
- ・生活保護受給者
- ・婚姻している方

○子ども医療費と他の医療費との関係について

別添10
(中津市)

(ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療)

《ひとり親家庭医療の場合》

区分	ひとり親家庭医療	子ども医療
未就学児・小中学生・高校生等の入院・通院	優先	×

原則として、ひとり親家庭医療が優先となりますので、子ども医療対象者がひとり親家庭医療対象者になった場合、子ども医療費受給資格者証は回収します。

特に小中学生・高校生等の「通院」医療費助成について、子ども医療では自己負担金が発生しますが、ひとり親家庭医療では発生しないという違いがあります。

《重度心身障害者医療の場合》

区分	重度心身障害者医療	子ども医療
未就学児・小中学生の入院	×	優先
小中学生の通院 高校生等の入院・通院	優先	×

大分県と福岡県の一部（豊前市、吉富町、上毛町、築上町）の医療機関等を受診した場合、子ども医療では窓口支払いは不要ですが、重度心身障害者医療では窓口支払いが必要という違いがあります。

特に小中学生・高校生等の「通院」医療費助成について、子ども医療では自己負担金が発生しますが、重度心身障害者医療では発生しないという違いがあります。

ただし、ひと月1医療機関1,000円未満（調剤があれば、合算対象）の場合は、重度心身障害者医療の助成対象外のため、子ども医療費助成の対象となります。

《学校管理下でのケガ等（日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象）》

区分	日本スポーツ振興センターの災害共済給付	子ども医療
未就学児・小中学生・高校生等の入院・通院	優先	×

学校管理下でのケガ等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用されるものについては、子ども医療費助成の対象となりません。

窓口支払いが必要となりますが、小中学生・高校生等の「通院」医療費助成について、子ども医療では自己負担金が発生しますが、日本スポーツ振興センターの災害共済給付では発生しないことと、後日医療費とお見舞金、入院時の食事療養費（該当がある時のみ）が日本スポーツ振興センターから支払われるという違いがあります。

別添11
(白杵市)

白子育第0118006号
令和6年1月18日

大分県知事 佐藤 樹一郎 様

白杵市長 中 野 五 郎
(公 印 省 略)

白杵市子ども医療費助成事業の助成対象変更
に伴うご協力について (依頼)

平素より本市における子ども医療費助成事業につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて本市におきまして、令和6年4月1日より、下記のとおり助成対象を変更(拡大)します。また助成対象変更(拡大)の概要につきましては別紙のとおりになりますので、ご確認ください。併せて大分県医師会や大分県薬剤師会への周知をよろしくお願いいたします。

記

	現行	変更後
1. 助成対象変更内容	0歳から中学生まで	0歳から高校3年生等 (満18歳に到達する日以後の 最初の3月31日まで)の方まで
2. 実施時期	令和6年4月1日診療分より	

白杵市 子ども子育て課
子ども医療担当: 櫻木
連絡先 0972-86-2258(直通)

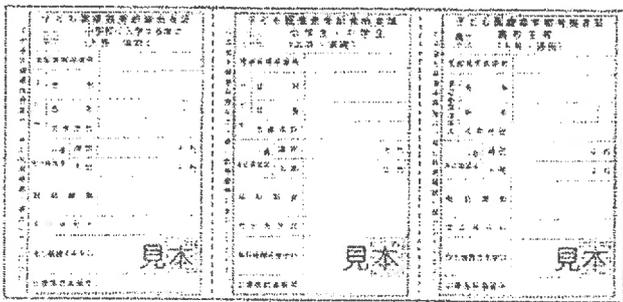
令和6年4月1日診療分より 臼杵市子ども医療費助成事業の助成対象を拡大します

臼杵市では子育て環境の一層の充実を図るため、子ども医療費助成対象を拡大し、高校生等の「入院・通院・歯科・調剤」に係る保険診療分の医療費を令和6年4月1日診療分より助成します。

本事業の趣旨をご理解いただき、円滑な実施のためご協力をお願い申し上げます。

対象者	令和6年3月診療分まで		拡大	対象者	令和6年4月診療分から	
	対象医療費	一部自己負担			対象医療費	一部自己負担
未就学児	入院・通院 歯科・調剤	なし	➔	未就学児	入院・通院 歯科・調剤	なし
小学生・中学生	入院・通院 歯科・調剤	なし		小学生・中学生	入院・通院 歯科・調剤	なし
高校生等	助成なし			高校生等	入院・通院 歯科・調剤	なし

●助成変更内容

実施時期	令和6年4月1日診療分から				
助成対象者	0歳から高校3年生等（満18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）の方が助成対象となります。高校に通学していない就労者も助成対象者に含まれます。 ※以下に当てはまる場合は助成対象ではありません。 ①生活保護受給世帯の方 ②ひとり親家庭等医療費助成受給者				
助成方法	受給資格者証提示による県内現物給付				
公費負担者番号	83447060				
助成内容	入院・通院などに係る自己負担金の無償化				
新 受給資格者証 ※イメージ図					
	左:小学校に入学するまで 中央:小学生・中学生 右:高校生等				
新 受給資格者証 対象者別郵送時期	郵送時期	令和6年3月下旬	令和6年4月中	令和6年5月中	令和6年6月中
	対象者	新 高校1年生 新 高校2年生 新 高校3年生	中学生	小学生	未就学児
新しい受給資格者証が届くまでは、現在使用している受給資格者証を利用できます。					

裏面もあります

子ども医療費と他の医療費助成との関連について

1. 併用できないもの

(1) 学校管理下でのケガ等(日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象)

学校管理下でのケガ等で共済給付が適用されるものは子ども医療費助成事業の助成の対象となりません。

(2) 就学援助制度による医療費の場合

(3) ひとり親家庭医療費・生活保護受給者の場合

子ども医療費受給者証は発行しません。

2. 併用できるもの

(1) 自立支援医療費使用の場合

自立支援医療費を使用後、自己負担があれば、その分のみ子ども医療で対応します。
自立支援医療費が優先となりますので、子ども医療受給者証も提示ください。

(2) 小児慢性特定疾病医療費の場合

小児慢性特定疾病医療費を使用後、自己負担分があれば、その分のみ子ども医療で対応します。小児慢性特定疾病医療費が優先となりますので、子ども医療受給者証も提示ください。

(3) 重度心身障害者医療費の場合

重度心身障害者医療費で助成します。ただし、自己負担額が月額1,000円(調剤があれば合算対象)に満たない時は、重度心身障害者医療の申請ができませんので、子ども医療の対象となります。

※入院・通院とも医療費が高額の場合は、限度額認定証の提示が必要となります。

令和6年4月診療分より 子ども医療費助成事業の助成対象が拡充されます

竹田市では子育て環境の一層の充実を図るため、子ども医療費助成対象を拡充し、高校生等の「入院(食事療養費込み)・通院・歯科・調剤」に係る保険診療分の医療費を令和6年4月診療分より助成します。
本事業の趣旨をご理解いただき、円滑な実施のためご協力をお願い申し上げます。

●助成変更内容

【実施時期】

令和6年4月診療分から

【助成拡充対象者】

竹田市に住民票がある0歳から高校3年生までの子ども

※子どもが生活保護法による保護を受けている、婚姻をしている、就職(保護者の扶養から外れている場合に限る。)をしている場合は助成対象外となります。

【助成方法】

受給資格者証提示による県内現物給付

【公費負担者番号】

未就学児・・・83-44-908-2

小・中学生・・・83-44-808-4

高校生等・・・83-44-708-6

【改正内容】

高校生等の「入院(食事療養費込み)・通院・歯科・調剤」に係る保険診療分の医療費を助成対象に加え、一部自己負担はありません。

※未就学児及び小中学生については、助成内容に変更はありません。

※子ども医療と障害者医療との資格併用者は、どちらの公費が優先という決まりはありません。

対象者	令和6年3月診療分まで			拡	令和6年4月診療分から			
	公費負担者番号	対象医療費	一部自己負担		対象者	公費負担者番号	対象医療費	一部自己負担
未就学児	83-44-908-2	入院・通院 歯科・調剤	なし		未就学児	83-44-908-2	入院・通院 歯科・調剤	なし
小・中学生	83-44-808-4	入院・通院 歯科・調剤	なし		小・中学生	83-44-808-4	入院・通院 歯科・調剤	なし
高校生等	助成なし				高校生等	83-44-708-6	入院・通院 歯科・調剤	なし

【受給資格者証について】

高校生等の制度拡充対象者宛に新たな受給資格者証(公費負担者番号83-44-708-6)を、令和6年3月末に郵送予定です。

【お問い合わせ先】

竹田市社会福祉課こども家庭センターすまいる 子ども医療費助成担当 電話:0974-63-4823

別添15
(豊後大野市)

豊後大野市子ども医療費助成事業の助成対象を拡大します

令和6年(2024年)4月1日診療分から高校生等の通院・入院・調剤に係る医療費助成を開始します。
「高校生等」とは満18歳に達する日以降最初(最初の)3月末までの方です。

<<助成拡大前>> 令和6年3月診療分まで

助成対象		通院	入院	調剤	県内	県外
未就学児	助成の有無		○		現物給付	償還払い
	自己負担金		無			
小・中学生	助成の有無		○			
	自己負担金		無			
高校生等	助成の有無		助成無し			
	自己負担金		助成無し			

<<助成拡大後>> 令和6年4月診療分から

助成対象		通院	入院	調剤	県内	県外
未就学児	助成の有無		○		現物給付	償還払い
	自己負担金		無			
小・中学生	助成の有無		○			
	自己負担金		無			
高校生等	助成の有無		○			
	自己負担金		無			

- 助成拡大内容
高校生等の医療費を助成します。自己負担金はありません。
- 対象者
豊後大野市に住民票のある満15歳以降最初の4月1日から、満18歳以降最初の3月末までの方
※以下に当てはまる方は助成対象ではありません。
 - ・ 保護者から扶養されていない方
 - ・ 就職をしている方
 - ・ 婚姻している方
 - ・ 生活保護・重度心身障がい者医療、ひとり親医療費など他の医療費助成の対象となっている方
- 助成時期
令和6年4月診療分より
- 助成方法
受給資格者証提示による県内現物給付
※入院時に係る食事療養費については、未就学児、小・中学生と同様償還払いとなります。
- 交付者負担番号(未就学児、小・中学生に変更はありません)

未就学児	83449363
小・中学生	83448365
高校生	83447367

別添16
(九重町)

九住第1194号
令和6年2月1日

大分県知事 佐藤 樹一郎 様

九重町長 日野 康 志



九重町子ども医療費助成事業の制度変更に伴うご協力について（依頼）

寒冷の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本町における児童福祉行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本町では子ども医療費助成事業の制度を設けておりますが、令和6年4月1日より九重町内に住所を有する高校生等の通院・入院に係る医療費について助成拡大を予定しております。

なお、未就学児、小中学生の通院・入院につきましては、これまでと変更ありません。つきましては、別紙に制度の変更内容をまとめましたので、ご確認をいただくとともに、関係機関への改正内容の周知をよろしくお願いいたします。

記

〈助成変更内容〉

時期 : 令和6年4月1日診療分から
対象 : 高校生等（別紙参照）
助成方法 : 受給資格者証提示による県内現物給付
公費番号 : 83-44-746-6
自己負担金 : 無し

九重町役場 住民課
国保年金グループ
TEL : 0973-76-3802 (直通)

別添17
(九重町)

別紙

九重町子ども医療費助成事業の助成対象を拡大内容については以下の通りです。

令和6年4月1日診療分から高校生等の入院・通院・調剤にかかる医療費助成を開始します。

高校生等とは満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方です。

助成拡大前 令和6年3月診療分まで

助成対象		入院	通院	調剤	県内	県外
未就学児	助成の有無		有		現物給付	償還払い
	自己負担金		無			
小中学生	助成の有無		有			
	自己負担金		無			
高校生等	助成の有無		無			
	自己負担金		—			

助成拡大後 令和6年4月診療分から

助成対象		入院	通院	調剤	県内	県外
未就学児	助成の有無		有		現物給付	償還払い
	自己負担金		無			
小中学生	助成の有無		有			
	自己負担金		無			
高校生等	助成の有無		有			
	自己負担金		無			

助成内容：高校生等の医療費を助成します。自己負担はありません。

対象者：九重町内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの方で健康保険に加入している方

※以下に当てはまる場合は助成制度の対象外となります。

- ・生活保護受給世帯の方
- ・ひとり親家庭等医療費助成資格のある方

別添18
(九重町)

助成方法

対象者に子ども医療費受給資格者証 高校生等（入院・通院）を発行します。

助成の対象にならないもの

・健康診断、乳幼児健診、予防接種、入院時の食事、交通事故でのケガ、診断書・文書料など保険適用外のもの

学校管理下でのケガについて

学校管理下でのケガ等で日本スポーツ振興災害共済給付が適用されるものについては子ども医療費助成の対象外です。